

機械問題と産業資本イデオロギーの展開

——マカロックの所説を中心として——

野原 秀次

はじめに

リカードゥ (1772—1823) は、産業革命の渦中にその生涯を送ったが、彼以後、19世紀中葉までの歴史的展開に目を向けるとき、我々は、1825年恐慌を画期としてイギリス資本主義体制が確立するとともに生じた経済的・政治的諸矛盾の発現に気づく。すなわち、リカードゥ生前より重大論争点であった穀物法の廃止と救貧法改正に向けての運動の激化や、イギリス資本主義推進の主導部門であった綿工業の発展が惹起した資本・労働関係の尖鋭化によって奔出した労働問題において、その矛盾を見ることができ、労働問題に関していえば、その政治的帰結は一連の工場法の制定であったが、その立法化の審議の過程でたえず機械をめぐる労資の対立が鮮明に浮き彫りにされていることにも気づく。綿工業の資本蓄積の進展が、内的契機として機械の導入を不可避とし、初期においては、旧来の手作業中心の労働力雇用に大きな影響を及ぼした。具体的には、力織機 (power-loom) の普及を原因とする手織工の失業問題、および、その結果としての過剰人口創出による賃金切り下げ問題がそれであり、工場法案審議の中で、力織機の使用制限を要求する声が高まったのである¹⁾。

このような現実社会の動きの中で、経済学者は機械問題についてどのように考えていたのか。つとにリカードゥが提起した新機械論²⁾をめぐる反応は、そ

1) 1832年春、10時間労働制限条項を盛り込んだサドラー法案 (Sadler's Bill) を支持する労働者の集会で、力織機の使用制限が要求された。ハチンズ=ハリソン [15], 51-52ページ、参照。

2) Cf. Ricardo [40], chap. 31.

れに反対の立論を示したマルサス、マカロック、トレنز、シーニャー、およびエリスらと、賛成論のラムジーらとに大別できよう³⁾。リカードゥ批判者達は一樣に彼の議論の前提を誤りであるとし⁴⁾、機械は労働者にとって有害ではないことを力説する。このことは彼らの主要な著作において論じられているが、しかし、それはいわば原理的な叙述である。我々が機械問題を、当時の社会の動態において捉えたいと思うとき、それに焦点を絞るだけでは不十分であると思われる。彼らの具体的・現実的発言をも視野に入れることによって、この問題の歴史的意義を確定しようと考えられる。こうした視角から小稿は、考察の方法として当時の定期刊行物に発表された諸論文を手掛りにして、同時代人、特に積極的発言をしたマカロックを通じて機械問題の現実的側面に光を当てようとする、ささやかな試みである⁵⁾。勿論、このような方法については、マルクス『経済学批判』の序言に見られる、「ある個人を判断するのに、彼が自分自身をどう考えているかということに頼れないのと同様、このような変革の時期をその時代の意識から判断することはできず、むしろ、この意識を物質的生活の諸矛盾から、すなわち社会的生産諸力と社会的生産諸関係との間に現存する衝突から説明しなければならぬのである。」⁶⁾ という批判を予想するが、しかし、これとても学史研究における同時代人の現状認識の重要性をまったく

3) Torrens [45] と Senior [41] に展開される機械論については、すでに真実氏が [30] において、Ellis [10] については [31] において、Ramsay [39] については [29] で各々綿密な分析をされたところであるので、参照されたい。

4) たとえば、トレنزは「[リカードゥによって] 想定された事例はけっして起こらなかった」([45], p. xi) と述べ、エリスも同様に、「我々はこれは極端な場合、不可能な場合といってもよいであろう」([10], p. 119, 邦訳, 70ページ) と言ってリカードゥを批判した。

5) 機械論研究史上、こうした方法による問題への接近はほとんどなされていなかったが、最近、Berg [5] がそうした試みとして現われた。しかし、その内容は網羅的にすぎるように思われるし、それにもまして機械問題が経済学を形成していったという結論そのものが首肯しがたい。とは言っても、Blaug [7] のように、古典派経済学の中心にあったものは工業化や技術変化ではなく農業における収穫逓減法則であり、リカードゥ、マルサス、マカロック、トレنز、シーニャー、J. S. ミルの著作に占められている問題は工場法や機械輸出ではなく、穀物法や救貧法であると云いきってしまうのも疑問に感じられる (Cf. Blaug [7], p. 97; 野原 [37], 参照)。また、リカードゥの機械論を当時の *Edinburgh Review* に発表された論文と比較検討した研究がわが国でも出てきた。嶋氏の [42], [43] を参照されたい。

6) Marx [18], S. 9 (邦訳, 14ページ。ただし訳文は必ずしも従わない。以下、同様)。

排除するものではないであろう。以下、考察の出発点として、あらゆる意味で大きな影響を与えた1825年恐慌に対するマカロックの認識を探ってみよう。

I 1825年恐慌の現状分析

リカードゥ以後、まもなくイギリス経済を襲った1825年恐慌は、綿工業のみならず他の産業部門をも巻き込んだ「最初の一般的恐慌」⁷⁾ であるとともに、後続の周期的恐慌の発端であったことは、もはや周知に属する。また、この恐慌がイギリス資本主義発展の画期とされる所以は、これ以後、力織機の大量導入が急速に行なわれ、機械制生産の本格化が見られたこと、同時に、それに伴う工場制度の確立や機械製造業の自立的発展が見られたことなどによる⁸⁾。恐慌後、不況からの脱出を企図して導入された力織機の増加がいかに凄じいものであったかは、その数が、1820年の14,150台から1829年の55,500台⁹⁾（いずれの数字もイングランドとスコットランドの合計を示す）に大幅に増加していることから容易に確認できる。この増加傾向はその後も持続し、手織工の数は遂に1830年中葉に綿工業工場の労働者数を下回り、60年代には事実上、消滅した¹⁰⁾。ここに手織工の失業問題と過剰人口発生による賃金切り下げ問題の生じる理由が存在したのである。

このように、1825年恐慌を契機として諸々の労働問題が噴出した点で、それは重要な歴史的意義をもっていたと言えるが、これに対する同時代人の分析の一端を知るために次にマカロックの〔22〕を取り上げる。

7) Marx [19], S. 551 (邦訳, 566ページ)。恐慌史家メンデルソンは「最初の循環性全般的過剰生産恐慌」〔33〕, 第2分冊, 123ページ)と云う。

8) この点については、吉岡 [55], 第3章, 参照。

9) Cf. Baines [4], p. 235. 各年次の台数は不明であるが、注10)の数字と対照すれば、力織機の工場での導入が年々増加していったことは明らかである。

10) 手織工の数は1820年から1831年まで一貫して24万人であり、以後、漸次減少していったのに対し、綿工場労働者数は1820年の12万6千人、1826年の17万5千人、1834年の21万5千人（この年に手織工数を上回った）と増加の一途を辿った（Cf. Mitchell [34], p. 187）。なお、マルクスは手織工の没落過程を次のように述べた。「数十年間にわたって徐々に進行し、ついに1838年に至って終りを告げたイギリスの木綿手織工の没落は、世界史上に例のない悲惨な光景を呈した」（Marx [20], S. 454. 邦訳, 岩波文庫, [II], 421ページ）と。

まず25年恐慌についてマカロックは、「我々がごく最近経験し、その結果を長く耐え忍ぶであろう苛酷な急変 (revulsion) が、わが国の大多数の商人や製造業者によってまったく予想されなかった、ということを知るのは若干遺憾なことである」([22], p. 70) と述べ、冒頭で恐慌の到来を暗示する徴候が存在していたことを読者に示唆する。そして、マカロックの考えでは、恐慌(急変)の一般的原因として、戦争の勃発や革命といった政治的な偶然性と、誤算や経済機構の欠陥という経済的なものとの2種類が存在するが、1825年恐慌の場合、後者がその原因である。つまり、生産者や商人の経済見通し上の誤算と、貨幣価値の突然の変化をもたらすような貨幣制度の不備とが念頭におかれ、以下、この論点からの分析が展開される。その際、マカロックは現在の恐慌の典型として、1800年以來の農業の繁栄と1815—16年の不況の過程に言及している¹¹⁾。農産物の高価格によって農業は繁栄し、耕作の一層の拡大が行なわれた結果、生産過剰の事態が生じ、1814年の穀物価格の大暴落で不況に陥った農業における例を、彼は生産者の誤算に基づくものと考えている。また、高価格→生産拡大→誤算による生産過剰→価格暴落→恐慌→不況、という連鎖は農業以外にも過去において、砂糖貿易や絹貿易にも現われた事実から、「我々がいま言及してきた急変は、程度の大小の差こそあれ、どんな社会経済体制の下でも必然的に生じ続けるであろう」([22], p. 74) と述べて、誤算を原因とする恐慌の不可避性を一応認めながら、他方で、その頻度と暴力性を抑えることは可能であるとし、その方策として完全な自由貿易と政府干渉の排除を強調する。言うまでもなく、ここには穀物法批判が言外に仄めかされている。とすれば、マカロックの論理の中に、穀物法に保護された農産物高価格維持政策が1815年の農業不況の究極的原因であり、そのような政策を実施した政府干渉がなかったならば不況は発生しなかったであろう、という含意を読みとることができよう。

11) Cf. [22], p. 72. 第2次エンクロージャーとノーフォーク農法による農業革命といわれる農業耕作の拡張に基づく繁栄と、その後の1815-16年の農業不況の詳しい実態分析として、毛利 [35] があるので参照されたい。

次に、製造業の場合の生産者の誤算とは、消費者の流行や嗜好の変化¹²⁾についての予想の失敗であり、これが原因となって需要低下を見越せずに過剰生産をもたらす事態が発生すると、マカロックは考える。そうして、「無知な人や利害関係者は常に、そのような供給過剰を、機械の使用とか外国の競争に対する十分な保護が欠如していることに帰している。しかし、真実は、それ〔供給過剰〕は人為的かつ排他的な制度に基づく行為の必然不可避の結果なのである。」（〔22〕, p. 76）と主張している。これは、国家干渉のない自由な経済制度の下では恐慌は発生しない、たとえ発生したとしてもその深刻度はより低かったであろう、という論理と同義である。このように、過去の恐慌の解明を通じて表明されたマカロックの所説の核心は、国家権力による経済行動への干渉の峻拒という点にあったと考えられよう。

さて、もう一つの経済的原因について彼は次のように述べる。「貨幣の供給と価値における突然の変動ほど、生産者と商人の双方の側の誤算と無分別な投機とを助長する傾向のあるものはない。」（〔22〕, p. 84）と。続けて、1825年恐慌の場合、主要原因は好況期における紙幣の過剰発行にあるとし、恐慌の発現過程を、好況期の原棉価格騰貴→投機→信用の膨張→信用裏付けのない地方銀行の過剰発券→信用の崩壊→恐慌、という図式で推論し（Cf. 〔22〕, pp. 84-89）、次いで糾弾の矛先をイングランド銀行の誤った措置に向けて以下の如く論じている。

「最近の急変は社会の大多数の人にはまったく予期されなかったことは確かであるが、しかし、その接近の前兆ないし徴候がなかったということはできない。……1824年の初春に南米への地金（metals）の流出が生じ、同年6月と7月には、大陸あて手形の大暴落が起り、金貨や地金の送出国が大規模に行なわれ始めた。それゆえ、トック氏が正当にも述べたように、ここに通貨〔紙幣〕が過剰になったという見落し

12) この点、マカロックはリカード説を継承している。なぜなら、リカードは、「農産物に対する需要は一定しており、流行、偏見、または気紛れの影響を受けない。……〔しかし〕製造品については事情が違ふ。どんな特定の製造品に対する需要も、購買者の欲望ばかりでなく、さらに彼らの趣味や気紛れにも支配される」（〔40〕, p. 263）と述べているからである。

えない警告が存在していたのである。イングランド銀行の取締役達が、そのとき発券減少の手を打たなかったことは実に悔まれねばならない。もし彼らがそれを行っていたならば、その後の地方銀行の過剰発券のすべてと、昨年〔1825年〕の初めに発生した異常な投機は事実上、防止できたであろうし、一方、そのとき生じたであろう危機は比較的軽微であったろう¹³⁾ ([22], pp. 91-92).

この1826年論文はほぼ以上の説明にとどまり、現状認識としては不十分に感じられる。というのは、1825年恐慌の実態分析がほとんどなされず、もっぱらその原因究明に終始しているからである。さらに指摘しうる問題点として、この恐慌における貨幣恐慌の経済全体への波及的影響を論じ、その性格を把握しながら、他方で一般的恐慌を否定する態度 (Cf. [22], p. 76) を堅持することから生じる論理的矛盾を無視ないし気づいていないことを挙げることができよう。

ところで、マカロックには当時の経済状勢を論じた論文がもう一つある。すなわち [23] がそれで、その表題からマカロックの見解がより積極的に明示されていると思われるので、我々は次にそれを検討してみよう。

マカロックは最初に、綿工業の急速な発展を、ケイ父子 (Kay, John & Robert), ハーグリーブス (Hargreaves, James), アークライト (Arkwright, Richard), クロムプトン (Crompton, Samuel), カートライト (Cartwright, Edmund), その他の人々の発明史¹⁴⁾で跡づけて、一連の発明の中でカートライトの力織機を「これまで製造された最も精巧、効率的かつ卓越して有益な (と云い添えたい) 機械の一つである」 ([23], p. 16) と賞讃し、これがイギリス綿工業の発展に果たした役割を重視する。彼は、第1に力織機の大きな生産性に注目し¹⁵⁾、「機械織布〔の勝利〕は運命づけられており、遠くない時期に手織布に完全にとって

13) 南米ブームと貨幣恐慌との詳細な分析は毛利 [36], 140-185ページ; 入江 [16], XI「経済恐慌の勃発とラテン・アメリカへの投資の破綻」を参照されたい。

14) ケイの飛杼は1733年に、ハーグリーブス (マカロックは Hargreaves と綴る) のジェニー紡績機は1764年に、アークライトのウォーターフレーム紡績機は1769年に、クロムプトンのミュール紡績機は1779年に、カートライトの力織機は1785年に発明 (特許取得) された。

15) 力織機を使用すれば、子供が成人手織工の3倍の織布を行なうことができるという。Cf. [23], p. 17.

替わる」([23], p. 17)と予言する。さらに、統計的資料を列挙して綿工業の発展過程を示し(Cf. [23], pp. 18—22)、その後、綿工業地帯の人口の急増ぶりに言及し、この事実から、機械は労働者を排除するどころか、増加させたことを匂わせる。以上の叙述は一言にして言えば、綿工業の発展史の描写である。ここから直ちにマカロックの視点は将来の展望に移る。

マカロックは、「今後、数年のその〔製造業の〕状態はどうであろうか、とほぼ正確に予言することは不可能である」([23], p. 25)と留保条件をつけた上で、なお綿工業の明るい将来を確信している。イギリスの綿工業はすでに頂点に到達してしまっており、もはや衰退の道しか残されていないと主張する人がいるが、それは誤りであると彼は反論する。イギリスの工場主、技術者、職工達の企業家精神、知力、技術¹⁶⁾は他のいかなる国よりも優秀であり、これらによって、一層進歩した機械の発明が可能となるばかりでなく、工場経営の合理化をも達成できるという利点がある。それに較べて、外国はこれらのいずれの要素においても不利な状態に置かれているのであるから、彼我の競争力の差には歴然たるものがあると考えてよい。「それゆえに、このような新規の〔外国の〕創業者は、技術においてきわめて高い完成度にすでに達してしまった国民〔イギリス〕の競争に耐えねばならないのであるから、両者が等しく取り引きできる全ての市場から直ちに駆逐されなければならない、と結論することは理に適っているものと思われる」([23], p. 26)。

見られるように、マカロックはイギリス綿工業の国際競争戦における優位性を、発明や企業家精神の優越に基づくものと考えて、こうした「自然的能力」が保持されるかぎり、世界市場裡の競争に何の脅威も存在しない、と楽観的推論を導いた。特に最後の引用文には、世界市場制覇の満々たる自信のなかにイギリス産業資本イデオロギーが展開されていることが窺われよう。

ところが、不思議なことに本論文には、その表題にもかかわらず現状の説明は顧みられず、過去から未来へと叙述は飛躍しているのである。これが書かれ

16) マカロックはこれらの要因を「自然的能力」という。Cf. [23], p. 26.

た1827年当時、イギリス経済は恐慌に続く不況の真最中であった事実を想起すれば、このことはむしろ驚くに値する。その苦境の一端は当時の企業破産件数の多さから容易に推測できる。例えば、ブーニアティアンによれば、破産件数は、1825年の1,469、1826年の3,301、1827年の1,680¹⁷⁾を数え、イギリス綿工業の資本制的再生産構造は危機に瀕していたが、マカロックがこのような現実をまったく無視していたのはいかなる理由によるものであろうか。

上に当時の破産件数を列挙したが、しかし、同時に、1827年の綿工業生産水準が高かったという事実をも付け加えなければならない。生産水準の指標として、原棉消費量を見ると、それは1825年の1億6,700万(重量)ポンド、1826年の1億5,000万ポンド、1827年の1億9,700万ポンド、1828年の2億1,800万ポンド(以後、増加の一途を辿る)という推移を示している¹⁸⁾。恐慌後、1826年に落ち込むものの、1827年にはたちまち回復し、しかも、恐慌以前の水準を大きく上回っている事実がわかる。一見したところ、不況どころか活況を呈しているかの如き印象を与えるが、しかし実は、原棉消費量の増加は、不況進行下における利潤率低下による利潤量の減少を、生産量の増加、したがって輸出量の増加によって克服しようとする資本の運動の反映であったのであり、ここに不況下の過剰蓄積の実態が存在する。当然、それは苛烈な資本の生存競争を伴いつつ展開され、犠牲となった弱小企業の没落が先に挙げた多くの破産件数となって現われたのであった¹⁹⁾。

したがって、この時期、イギリス経済は決してマカロックの楽観を許すような事態ではなかったというのが事実であったにもかかわらず、彼は現状においても将来に対しても危機感を抱いていなかった。少なくとも文面にはまったく表わされていない。マカロックの視点は多くの破産現象から逸れ、もっぱら不況過程の高い生産水準に置かれ、おそらく彼はここにイギリス綿工業資本の強

17) vgl. Bouniatian [8], S. 312.

18) Cf. Mitchell [34], p. 179.

19) 毛利 [36], 213-218ページ、参照。マッシュウズは、こうした事情を「産出量の増大と利潤低下」と特徴づけた。Matthews [21], p. 129.

韌さを見出して、明るい展望を描いたのであろう。それゆえにこそ、イギリス綿工業資本の国際的優位性の論証に努めなければならなかったのである。例えば、イギリスはフランスに比較して賃金が高いので競争上、不利であるという意見に対して、イギリスは生産性ははるかに優っているので、「賃金あるいは労働の価格はフランスにおけるよりも、わが国のほうが現実的に低いといてよい」（〔23〕, p. 28. 傍点部分は原文でイタリック）と反論を加えたり、あるいはまた、たとえイギリスのほうが賃金が高いとしても、利潤・賃金相反関係によって価格が低下する場合があることを例にして²⁰⁾、「それゆえ、もし賃金の上昇が利潤率を低下させるということを示すことができるならば、それはまた、主に固定資本あるいは機械を使用して生産されるような全ての商品の価値と価格を低下させるということに必然的になる」（〔23〕, p. 29）から、「賃金が高く利潤が低い国〔イギリス〕は、賃金が低く利潤が高い国〔フランス〕に対して、……より安価な率で販売しうる点で、決定的優位性をもっている」（〔23〕, p. 31）と論述している。この論証に本論文の主眼があると言ってよいであろう。

これまで考察したところでは、マカロックの〔22〕と〔23〕のどちらにおいても、そのタイトルから我々が期待したような現状分析の論述はほとんど散見されるにとどまり、そのかぎりでは現下の経済状況にいささかも悲観しておらず、一層の繁栄の展望をさえ読者に印象づけようとしているように思われる。前述したように、1827年以降の原棉消費量の増加と、それによる輸出の増加は、生産拡大を基礎とする製品価格低下を武器に行なわれた「強行的輸出」²¹⁾であったが、マカロックは生産増大⇒輸出増加を繁栄の指標と捉え、その意味で本末転倒していると言える。彼の楽観論は、これを裏返してみれば、イギリス経済の存立は一に綿工業に依存しており、不況を脱却するためには、その一層の発展以外にないという切迫した危機感を看取できるのかも知れない。

20) これは、リカードの「奇妙な効果」の例である。

21) 毛利〔36〕, 179ページ。

II 機械問題のイデオロギー

先に述べたところであるが、1825年恐慌時、およびその後の不況克服手段として、大量の力織機の導入が行なわれた。それは力織機を手織工に代替することで生産性の向上と生産物価格低下とを図り、以って輸出の増進を達成しようという意図のもとに遂行されたのであった。ここに手織工の没落²²⁾という事態が社会問題を惹起したのであるが、マカロックを初め機械擁護論者は、機械（この場合、力織機）の普及は一時的な失業を発生せしめるが、しかし、遊離された資本の存在が彼らを再雇用するか、あるいは資本蓄積の進展による労働需要の増大から再吸収されるかするはずであるという、いわゆる補償説を唱えていた。そうした立場にあるマカロックは、現実の手織工の没落過程をどのように見ていたのだろうか。1827年論文では彼は次のように言っている。

「織布工という種属——貧困と先見の明の欠如とで常に有名であった種属——は、より良い教育を必要とし、多くの点で従業者の性格を向上し、習慣を改善するものとして、一層、優れていると見なされる仕事である機械工(machine-makers)に転換させられるであろう」〔23〕, pp. 17—18).

このマカロックの発言は、手織工の運命についての唯一の具体的内容であるので、注目に値するが、しかし、なぜ手織工が機械工となってゆくのかについて、彼はこの引用文の後に、その根拠も事実も提示していないのであるから、それは単なる推測としか考えられない。

ところで、その後も進展した力織機の増大は、手織工の失業問題を激化させ、ようやく1833年になって議会委員会の審議の対象となった。そこで手織工の没落の実態が露呈されるにつれて、それは黙視しえない「19世紀前半における最

22) 手織工の没落について、トムソンは2つの局面があるとしている。1830年ないし1835年までは、力織機は潜行的かつ補助的な要素であり、手織工を駆逐したのはその後であるという(Cf. [44], p. 296). たしかに、手織工の数が綿工場労働者数より低下したのは、注10)で見たように1834年であったが、しかし、工場労働者増加の内実が、没落した手織工の工場労働者への部分的転化であったということを見落してはならない。この点、毛利 [36], 97ページ、参照。

大の社会問題」²³⁾ となったのである。この委員会での討論に関する論文²⁴⁾でマカロックは次のように述べる。

「彼ら〔手織工〕の状態は、きわ立った悲慘と窮乏のそれであり、また長らくそうであった。しかしながら、この点に関して多くの誤解があると我々は確信する。我々は……はたして手織工が力織機の導入によって著しく損害を蒙ってきたかどうか大いに疑問とする。……事実の点では、力織機がわずかに噂にのぼり始めた時の織工の状態は、どちらかと言えば現在よりも、ほとんど良くなかった。……彼らの低賃金は力織機の競争によって生じたのではなく、彼らを安易に〔安く〕雇用できるという性質によって生じたというのが真実である」(「24」, pp. 45—46. 傍点は原文でイタリック)。

この引用文において主張されているのは、手織工の悲惨な状態は力織機の導入の以前も以後も変化なく、したがって彼らの苦境の原因を力織機自体に求めるのは見当違いもはなはだしいという凜然たる機械擁護論である。失業によって発生した過剰人口の存在、これが賃金を抑圧した事実に触れることなく、低賃金は手織業が子供にも可能な作業でしかないので当然であるという議会証言をその次に引用して、この証言を事実上、承認している (Cf. 「24」, p. 46)。

ところで、このような内容のマカロックの論述には矛盾するところはないであろうか。彼は手織工の状態に変化は生じなかった、つまり力織機の導入の前後を問わず等しく悪かったと認めながら、たとえ力織機によらないとしても賃金の低下という事実を指摘しているのである。この論理に対して、手織工は低賃金を余儀なくされて一層悪化した状態に陥ったと考えるべきではないのだろうか、という疑問が当然に湧いてこよう。けれども、この疑問を解消すべき論述はこの論文の中に見出すことはできないように思われる。

ところが、Babbage [3] を書評している1833年1月の論文でマカロックは次のように述べている。

23) 吉岡 [55], 68ページ。

24) これは、McCulloch [24] であるが、そのフルタイトルは、Minutes of Evidence Taken before the Select Committee Appointed to Enquire into the Present State of Manufactures, Commerce, and Shipping で、これを書評する体裁をとっている。

「しかしながら、全体としては、当該の〔力織機と手織工との〕競争が彼ら〔手織工〕の利益にとって、想定されたほど有害では決してなかったということは十二分に確かなところである。〔この分野の〕雇用労働者の賃金が他の事業部門におけるよりも大幅に減少したことは事実であるが、しかし、それは、牛肉、パン、その他の生活重要品目の価格が低下したのと同じ程度には低下しなかったのである」〔25〕, p. 316).

ここに見られるように、手織工の貨幣賃金の低下は、それ以上の食物価格の低下によって相殺され、実質賃金に変化は生じなかった（むしろ上昇したと言ふべきかも知れない）という主張が行なわれている。ここにおいて、食物価格減少という一つの環が追加され、これによって先の疑問は解決されることになる。マカロックの推論を整理すれば、手織工の賃金は確かに低下したが、それと同時に、食料品の価格も低下したことから、彼らの生活状態に実質的な変化は生じなかったというのが真実である、というものである。

しかしながら、マカロックの言う賃金低下を相殺する食料品価格の低下が、実際、当時において存在したのかどうか、この点について彼は何の統計的根拠も提示していない。試みに、これに関して、マカロックの論理を支えるに足る事実が析出されうるかどうか、若干の検討を加えよう。

まず、食料品の代表として穀物を例にとれば、その価格の推移は以下の如くである。1814年の暴落以後、穀物価格は、1815年は 65 s. 7 d., 1820年は 67 s 10 d., 1825年は 68 s. 6 d., 1830年は 64 s. 3 d., 1833年は 52 s. 11 d. であった²⁵⁾。凶作年であった1817年の暴騰 (96 s. 11 d.) を別とすれば、穀価はほぼ安定した水準を保っていたと考えてよいであろう。これに対して、手織工の賃金はどうかであったらうか。上の各々の年度に見られた彼らの賃金は次の如くである。14 s. → 9 s. → 8 s. 6 d. → 5 s. 6 d. → 5 s. 6 d. という推移を示している²⁶⁾。両者の変

25) 提示された価格は、小麦1イムペリアル・クォーター当りの価格である。 Cf. Mitchell [34], p. 488.

26) 提示された賃金は、Six-Quarter 60 Reed Cambric, 120 Picks in One Inch の織布に支払われた賃金である。 Cf. Baines [4], p. 489. 付言すると、Wood によれば、手織工の週賃金は、1815年の 13 s. 6 d. から 1833年の 6 s. に低下して、ほぼ同様の動きを示している。 Cf. Wood [51], p. 598.

化の違いは一目瞭然であろう。手織工の賃金は1815年と1833年とを比較すれば、実に60%の減少をしたのに対して、穀物価格は低下したとはいえ、せいぜい20%であった。これは賃金低下率を大きく下回っている。勿論、制約された資料に基づいてはいるけれども、それにもかかわらず、手織工の賃金の激落は蔽うべからざる事実であろう。したがって、先に触れた、手織工の生活水準不変というマカロックの議論は現実的妥当性を欠くものであると言わざるをえない。

ところで、こうした批判よりはむしろ、なぜマカロックが自身の置かれていた時代環境の中で、このような推論を導いたのかという論点の究明にこそ、より大きな意義があるのかも知れない。そこで、このことを考慮に入れて、このバベジ書評論文と、Ure [48] を書評した論文 [26] とを差しあたりの手掛りとして、彼の立場のいま少し立ち入った考察を試みることにしよう。

マカロックは最初に、バベジが機械の使用から生じる利益を3つに分類していることに注目する。すなわち、1. 人間の方への付加、2. 人間の時間の節約、3. 外見上、平凡かつ無価値な物質の、価値ある生産物への転化、がそれである。これらの分類のうち、1. については取り立てて言うことのない自明の理であると述べながら、ここでもまた、ハーグリーブズ、アークライト、カートライトらの発明に言及し、これらが果たした人類史上における意義を確認する (Cf. [25], pp. 313—314)。元来、機械の発明は分類1. と2. に関わるものであるから、バベジが2. として火薬を例示している²⁷⁾ことにとどまっていることに対して、マカロックは「しかし、織機の発明は本書の著者には顧みられていないけれども、この点に関して最も顕著な利益を生み出してきたのである」 ([25], p. 315) と、バベジに批判的言辞を与えたのち、「織布技術において長年の間、行なわれた主要な改善は、カートライト師による力織機の発明である」 ([25], p. 315) と述べている。ここでもマカロックの力織機重視の態度は一貫している。

けれども、我々が技術史を回顧するとき、力織機はカートライト一人によっ

27) Cf. Babbage [3], p. 6. なお、吉田氏はバベジの各章を整理された。[52] を参照されたい。

て完成されたのではなく、その後、数多くの改良が積み重ねられて完成をみた技術進歩の過程に気づく。力織機の進歩は、1785年のカートライトの特許取得に始まり、1803年のラドクリフ (Radcliffe, William) の改良機、さらに1822年のシャープ・ロバーツ商会 (Sharp, Roberts, & Co.) による一層の改良機の発明、最後に1841年のケンワースィとプロウ (Kenworthy & Bullough) による自動力織機の完成といった過程がみられた。そして、シャープ・ロバーツの改良力織機こそが機械織布の「真の出発点」²⁸⁾ であり、1825年恐慌以後、1830年代にマカロックがその急速な普及を目撃した力織機は、実は、このシャープ・ロバーツ型力織機であったことを想起すれば、マカロックのカートライト崇拜は力織機の創案者としての彼の功績に対するものであったことに注意を払う必要がある²⁹⁾。

次に分類3。「外見上、平凡かつ無価値の物質の、価値ある生産物への転化」についてバベジは廃物利用の例を挙げているが (Cf. [3], pp. 11—12)、マカロックはその中に紙の製造が入っていないのを不思議がっている。紙の製造こそ最も価値のないクズ (rags) の有効利用であるからである (Cf. [25], p. 316)。その後で製紙法の進歩や印刷 (複写) 法に言及しているが、我々の当面の課題である機械問題に関連する部分に目を向けると、次のような叙述を見出すことができる。

「我々はバベジ氏がその著書のどの部分においても、イギリスがその製造業の相対的に急速な進歩をもっぱら負っている諸事情について、何らの考察をも試みなかったことに驚く。そのような考察は適切になされたならば、最も興味ある結果を必ずや導いたはずである。わが国の『機械と製造業の経済』における優越性は、確かに運や偶然の結果ではない。それ〔優越性〕が主に依存している諸事情を究明し提示することによって、バベジ氏はわが国独自の繁栄の真の源泉ばかりでなく、それを保持し、ヨ

28) Ellison [11], p. 36.

29) 念のために一言すれば、リリー [17], 115ページで、「ホロックスの改良は、広く実用化しうる機械への決定的な前進であった。かれの織機は、1822年以後本格的な量産にはいった。」と述べられているが、正確ではない。ホロックスの改良機はあまり普及を見ず、これをさらに改良したシャープ・ロバーツ型力織機が急速に増加したのである。

り生産的ならしめる手段をも——これのほうが一層、重要なことである——我々に教えるところがあつたであろう」〔25〕, pp. 326—327).

ところがバベジがその期待に答えてくれなかったので、マカロック自身がその追究に乗り出すのであるが、それは以下のように展開される。

マカロックはイギリス綿工業の優越性の原因には、社会的 (moral) と物理的 (physical) との2種類の原因があると考え、社会的原因とは、自由な諸制度 (出版の自由、大衆の政治的権利)、抑圧的な制限がないこと (独占禁止法)、公共負担の平等、財産の安全のことであり、イギリスではこの社会的原因が存在することによって、「誰もが何の障害もなく、自分の利益を自分の方法で追求することが許されてきた」結果、ヨーロッパの他国には見られない発明が発展してきた。そうして、「確立された事物の秩序の安定への強い信念が欠如したり、その結果を予測しえない変化に対する懸念があると、あらゆる種類の企業家精神に恐るべき障害を生じる。……〔財産の〕安全がなければ、産業はたとえ興ったとしても、たちまち衰退してしまわなければならない」と断言し、経済の繁栄には社会の安定と自由な制度が不可欠なことを強調する (Cf. [25], pp. 327—328)。この論点に注目したい。

物理的原因については、イギリスの地理的位置、温暖な気候、無尽蔵の石炭や良質の鉱石を列挙し、これらもまたイギリスの優位性の根源として捉える (Cf. [25], pp. 328—329)。

さて、社会的原因はユークス書評論文においても論じられている³⁰⁾が、こうした自由な社会制度=資本の自由を視点とする綿工業発展の分析は、これまでに取り上げたマカロックの諸論文ではほとんど展開されていなかったことに留意する必要があるように思われる。この論点は、この時点でなぜ詳述されたのか、あるいは、されなければならなかったのか³¹⁾。推測の域を出ないかも知れない

30) Cf. [26], p. 460.

31) [24], p. 58 では、イギリスの繁栄の要件として、「社会的平穩」が挙げられ、また、[23], p. 22 では、「財産の安全と産業の自由」が述べられてはいるが、いずれも付随的言及にとどまっており、財産の安全=資本の保護、自由な制度=資本の自由という、具体的・積極的な論述

が、その背景には、1830年代に労働時間短縮、賃金引き上げ、失業救済を要求する労働運動が高揚したことに對するマカロックの危惧があったのではないか。1830年の Swing による脱穀機破壊運動の発生に端的に示されるように、当時の労働運動の展開には目覚ましいものがあった³²⁾。この労働運動を資本の自由への侵害と見做し、イギリス経済の発展の根幹は資本の要請に合致するかぎりでの自由な社会制度にあると宣告し、それによって社会の安寧と社会改革運動の抑制をはかろうとする意図が、そこに隠されていたのではないか。この推測があながち大きな誤りでないと思われるのは、バベジ書評論文とユース書評論文とを比較すれば、後者においてのみ児童労働問題への言及がなされており、それは前者の発表後、制定された1833年工場法への動きを背景としていることは間違いのないところであるからである。ここに現実問題が思想の展開に影響を与えているのを見ることができ、工場法については後に触れる予定である。

さてマカロックの言葉に戻ると、彼は「バベジ氏は、機械と広汎な製造業施設が労働者階級の数と状態に及ぼす影響についてほとんど何も述べなかった」(〔25〕, p. 331) と断定しているが、しかし一言付け加えるならば、Babbage〔3〕には、第32章「機械が労働需要を減少させる効果について」、第34章「機械の輸出について」が論じられていることを見落すことはできない。バベジの機械論は、「機械の使用は初めは労働を雇用から排除する傾向をもつけれども、〔商品〕価格低下の結果としての需要の増大は、その労働のかなりの部分を、そしておそらくある場合には、さもなくば解雇されていたであろう全ての労働を、ほとんど直ちに吸収するのである」(〔3〕, p. 334) という言葉に明瞭に示されている。バベジも補償説的立場をとっていたと言えよう。もう一つの機械輸出論については節を改めて検討しよう。

↘はなされていないように思われる。

32) Captain Swing の破壊運動は工業機械破壊運動の Luddites と同列に見做されないとする真実〔29〕や、それを広義のラダイトと理解する Hobsbaum〔13〕と解釈の分かれるところである。戦後のラダイト研究の総括的分析として真実〔32〕を挙げることができる。

III 機械輸出論のイデオロギー

綿工業の発展は必然的に労働手段生産部門である機械製造業の成長を促進したが、その自立化とともに機械工業資本の側からの機械輸出禁止法の撤廃要求の声が上がった。この機械工業資本の主張に綿工業資本は反対するのであるが、その論理は、外国に機械を輸出することでイギリス綿工業の世界市場独占が脅かされる、という点に集約される。今や、機械問題は資本対労働の対立を越えて、資本対資本の闘争の局面を迎えることになった。これについて経済学者はどのように対処したのだろうか。自由放任原理に立てば、彼らは機械輸出禁止法に反対したであろうと予想しうるが、果たしてどうか。この点を少し考察してみたい。

考察に入る前に、機械輸出禁止法をめぐる歴史的経過を一瞥して補助知識を得る必要がある。まず、機械輸出禁止法の淵源は古く、1750年にまで遡り、次第に強化されて1795年に完成されたといわれる。その政策的意図について吉岡氏は、「それ〔機械工業〕が産業革命展開のいわばボトルネックを形成しており、従って国内需要充足・機械供給確保が至上命令とされたこと」と「機械を独占することによって、漸く形成されつつあった古典的世界市場における市場独占の体制を構築し、かつ新鋭機械の独占を基礎とする外国貿易による超過利潤の取得という『若い初恋時代』を徹底的に利用し引き延ばそうとする」（〔54〕、296—297ページ）ことにあったと分析される。

さて、機械輸出禁止法が議会で問題とされたのは、イギリス経済が南米ブームに沸き立っていた1824年のことである。すなわち、「職人・機械調査特別委員会」（Select Committee on Artizans and Machinery）の設置がそれである。ここで注意を要するのは、この時に機械輸出禁止法撤廃の請願を提出した主体は、南米向けの鉱山業用機械や土木業用機械および兵器を生産していたロンドンの機械製造業者であり、ランカシャーの繊維機械製造業者は綿工業資本家と同盟して、撤廃に反対したという事実である³³⁾。この点は、1826年およびそれ以後

の挫折をくり返しながらかつ続いた撤廃請願の推進主体が、今度は他ならぬランカシャーの機械工業資本であったことを思い併せると興味深い事実である³⁴⁾。

ところで、1824年の委員会では、表題に書かれた問題だけでなく、労働者の団結禁止法についても討議された。その結果、同年、職人の移民禁止法と団結禁止法は問題なく撤廃されたが、機械輸出禁止法は、綿工業資本と織維機械工業資本の側からの強硬な撤廃反対があったため、辛うじて継続審議として翌25年に持ち越された。すなわち、「道具および機械輸出関係法に関する特別委員会」(Select Committee on the Laws Relating to the Export of Tools and Machinery)の設置がそれであり、その審議の帰結が、「税関一般規制法」で、これは許可制によって輸出を認めるという内容である。勿論、機械工業資本の要求はこれにとどまるはずはなく、遂に1843年になって「税関関係改正法」が制定されて、機械輸出の完全な自由化が承認された。

さて、1825年段階での機械輸出に対する反応として、Ellis〔9〕の見解を取り上げよう。 Ellisは1825年に成立した輸出許可制度では、「機械のある部品の輸出は禁止されており、他の部品の輸出は許可されている」が、「禁止されるものと禁止されざるものとを定義することは不可能である」(〔9〕, p. 386)という議会証言を引用して、許可の基準が不明確であると指摘し、「税関一般規制法」の欠陥を衝く。しかし、彼によればそういう事はあまり重要ではない。むしろ「機械の輸出は禁止されなければならないという要求の根拠となる原理が認められるべきかどうか」(〔9〕, p. 387)という点にある。彼はこのように課題設定をした後に、輸出反対論を吟味した結果、反対論者は自身の利害関係に捕われて、「社会がいかにして、製造品と農産物とから成る最大の商品量の消

33) 吉岡〔54〕, 312ページ, 参照。

34) バークはこの問題を扱っているところで、機械輸出禁止法撤廃運動推進主体が、1824年段階と、1826年(およびそれ以後も含む)段階とで違うことを明示していない。この点、誤解を招くおそれがあるように思われる。 Cf. Berg〔5〕, pp. 207-208. ランカシャーの機械工業資本が、当初、輸出禁止法撤廃に反対した理由として、綿工業資本に対する従属の関係ばかりでなく、相互の利害関係が一致していたことが挙げられる。その機械工業資本が綿工業資本に反対して撤廃要求に転じたのは、1825年恐慌の勃発によって、両者の利害がもはや乖離したためである。この点、吉岡〔54〕, 315-316ページ, 参照。

費を確保しうるのか」（〔9〕, p. 387）という点を看過していることを指摘する。つまり、社会全体の利害得失の観点に機械輸出問題を据える必要があると強調するのである。エリスはそうして、自由貿易原理の作用するところでは、輸出量＝輸入量という関係が見られると考え、そのかぎりでは、社会的利益は、機械輸出によってどれだけの商品量を外国から輸入することができるのかという条件に依存するものと考えて、問題を捉え直す。したがって、機械輸出反対論者は、「機械輸出を禁止するためには、わが国の〔商品の〕輸出ではなくて、輸入がそのような禁止の結果として増加するであろうということを示さなければならぬ」（〔9〕, p. 388）と論じる。このような視角からエリスの議論は展開されていくのであるが、今、その大略を示せば以下のようになる。

イギリスは綿製品生産に、フランスは絹製品生産に、各々、比較優位をもつ場合、両者が各々の優位な部門に特化して自由貿易を行なえば、相互の利益が獲得される。さらに、蒸気機関の導入によって両国の生産性が上昇すれば、商品生産量は増加し、一層、それを貿易することによって両国は利益を得る（Cf. 〔9〕, pp. 388--389）。さて、砂糖を供給する第3国（ブラジル）が入った場合はどうなるかが、次に問題となる。例えば、100日の労働で、イギリスでは2,000ヤードの綿と1,000ヤードの絹が生産され、フランスでは1,000ヤードの綿と2,000ヤードの絹が生産され、他方、ブラジルは1 cwt. の砂糖を1ヤードの綿か絹と交換するとしよう。この場合、イギリスは、綿をフランスに輸出して交換に絹を輸入し、この絹をブラジルの砂糖と交換するほうが、直接、綿をブラジルに輸出して砂糖を輸入するよりも多くの砂糖を獲得しうる。同様に、フランスも絹をイギリスに輸出して交換に綿を輸入し、この綿をブラジルの砂糖と交換するほうが多くの砂糖を得られる。この関係は蒸気機関が導入されても変わらず、むしろ両国の利益は増加する（Cf. 〔9〕, p. 390³⁵⁾。ゆえに、「外国での

35) このようなエリスの機械輸出論で展開される、貿易による相互利益と第3国の導入の論理について、つとにヴァイナーが、リカードの比較生産費説の発展であると評価していた。Cf. Viner [49], p. 446 & p. 462.

機械の使用は、〔わが国の〕国富を減少させるというよりもむしろ増大させる傾向があるに違いないから、機械の輸出は禁止されるべきではない」〔9〕, p. 393). また、今や職人の移民は認められており、外国は彼らを招いて自身の手で機械製造が可能になった現実の事態を鑑みれば、イギリスの取るべき道は、機械輸出禁止法によって機械工業を阻止することではないのは勿論である。そればかりか、「もし、外国の製造工場における機械の使用が、わが国の『主要な』製造品のあるものの破滅を招くとすれば、〔わが国の〕機械製造業自体に頼ることによってわが国の損失を減少させることは、我々の不得策と見なすことはできない」³⁶⁾〔9〕, p. 394).

見られるように、エリスの論述は行論のうちに論点が変化している。すなわち、前半部分では、蒸気機関という動力機の輸出は、イギリスにとってもフランスからの輸入品の増加をもたらすという理由で、禁止されるべきではないと主張されていたのに対し、後半の叙述では、作業機の輸出によって、仮にイギリス綿工業は、その国際競争力が低下した結果、衰退することがあっても、機械輸出の促進による機械工業の発展がそれを補償するであろう、というように論点が移行しているのが分かる。鋭敏にもエリスは、機械を動力機と作業機に区別し、その輸出がもたらす効果を2つの論点において究明し、機械輸出反対論を退けたのである。したがって、彼の結論は1825年の「税関一般規制法」のような部分的な機械輸出許可制度に反対するものであったといえる。そして、それは上に見られたように、単なる反対論ではなく、機械工業の一層の発展を積極的に支持する立場であったことを我々はここに確認することができる。1825年という早い時期に、彼がここまで主張したことは、後の完全撤廃運動の経過を見る場合、大いに示唆するところがあるように思われる。

さて、前に少し触れたバベジの機械輸出論について、これも要約的に言及することにする。「機械輸出を承認することによって、外国の製造業者はわが国

36) おそらく、バーグはこの叙述部分を論拠にして、エリスが「機械製造業は主要な産業そのものになりうると考えていた」と述べているが、これは言いすぎであろう。Berg [5], p. 216.

のと同じ機械を供給されるであろう」（〔3〕, p. 367）という理由で、「外国人がわが国の改良機械を利用して、わが国の製造業者と競争するという懸念」（〔3〕, p. 364）を抱いて機械輸出の禁止を要求する人がいる。しかし、「製造業で成功するためには、優秀な機械を所有するばかりでなく、工場の内経済（*domestic economy*）が最も注意深く調整されなければならない」（〔3〕, p. 367. 傍点は原文でイタリックを表わす）。ところが、この点において外国はイギリスに比較して劣っているので、たとえ外国がイギリスから機械を獲得しても、イギリス綿工業の国際競争力は減退するものではないと考えられる。さらに、バベジは、機械の自由な輸出によって機械工業の発展が促進されることになり、これがまた機械工の雇用増加を導くという論点を指摘することも忘れていない（〔3〕, p. 372）。

以上、我々はエリスとバベジの機械輸出賛成論を簡単に考察してきたが、それから何が確認できるだろうか。第1に、機械を輸出してもイギリスの対外優位は容易には崩れないという強固な自信を両者に共通して見ることができよう。第2に、興隆しつつあった機械工業への期待と、その発展によるイギリス経済のさらなる繁栄の提示。これらを彼らの機械輸出論の論理から析出することができる。

なお、機械輸出に関するマカロックの見解は、ほとんど明示されなかったように思われる。わずかに、それについての彼の発言は、1824年委員会での証言に現われている。その証言が、機械輸出禁止法はイギリスから「一つの追加的な製造業部門」（機械工業）を奪うという内容であった³⁷⁾ことから、彼は輸出禁止法撤廃に賛成であったと推測できるが、これと、今まで考察してきた彼自身の綿工業立国論とはどのように関連するのか、機械輸出によってイギリスの世界市場支配力が低下することはないと考えていたのか、この点、検討の余地が残されているように思われる。しかし、ここでは資料の制約でこれ以上、立ち入ることはできない³⁸⁾。

37) Cf. Berg [5], p. 216.

IV 工場法のイデオロギーとマカロック

前述の通り、マカロックのバベジ書評論文とユース書評論文とを比較すれば、前者には見られない論点が後者において詳論されていることに気づく。つまり、工場法の問題がそれである。言うまでもなく、その違いは、Babbage [3] と Ure [48] の公刊の間に工場法が制定され、その問題が後者の著書に取り上げられたからであるが、以下、マカロックの工場法に対する考え方に接近してみよう。特に、自由放任原理と労働条件への国家権力の干渉との関係という視角から検討したいと思う。

1825年恐慌後、不況からの脱却を図るべく推進された資本蓄積の激化が強制した労働日延長、労働強化に抗して、「10時間労働運動」の展開がみられ、ここに資本と労働との対立が深化したが、その一応の政治的帰結が1833年の工場法であった³⁹⁾。その主たる特徴を記せば、1. 9歳未満児童の雇用禁止、2. 13歳未満児童労働時間の9時間制限、3. 18歳未満年少者労働時間の12時間制限、4. 1日最低2時間の児童教育の義務づけ、5. 工場監督官制度の導入、などである。見られるように、この工場法の意図したものは児童労働力の保護であり、その意味において、18歳未満労働者の労働時間を一律に10時間に制限することを、したがってまた、彼らを補助労働力とする成人労働者の労働時間も10時間に制限することを要求した「10時間労働運動」の側からすれば、この法律は到底納得のできないものであった⁴⁰⁾。

次に、このような工場法を背景にして書かれたことを念頭に置いてマカロックの [26] を取り上げてみよう。まず、彼は、1832年のサドラー (Sadler,

38) Berg も O'Brien (Cf. [38], pp. 302-306) も、これを解明していないように思われる。

39) ただ注意しなければいけない点は、10時間労働運動の展開によって工場法が勝ち取られたのではなく、むしろ両者は異質のものであるということである。一連の工場法を支持したのは、大工場主であったことを想起すれば、このことは理解される。大資本が児童労働力保護を目的とする工場法を支持したのは、児童労働の無制限使用を唯一の競争の武器としていた弱小資本から、工場法によってその武器を奪い去る意図があったからである。この点、戸塚 [47], 290ページ; 吉岡 [53], 93-94ページ, 参照。

40) 戸塚 [47], 270ページ, 参照。

Michael) の『工場報告』の中には多くの誤った、あるいは誇張された叙述が含まれているが、ユースの言うようにそれが全く根拠のないものだと考えない。虐待 (abuses) が若干の工場で行なわれたことは確かであると認めつつも、しかし、それは稀であり、「一般的に言えば、未成年を含む工場労働者は、額に汗してパンを稼がなければならない社会のどの階級とも同じように、健康であり、〔生活は〕満たされているのである」([26], p. 464) と述べて、『工場報告』に描かれた労働者の悲惨な状態を誇張であると見做す⁴¹⁾。では、児童労働者の保護を志向する工場法は否定されるべきであろうか。これについてのマカロックの見解は次に示されるので引用しよう。

「我々は、立法者が9歳未満児童の工場での雇用を全面的に禁止したことは正しいと考えたい。しかしながら、工場における労働時間の制限は、きわめて微妙かつ困難な問題である。おそらく、何らかの他の方法で干渉するよりも、監督官に虐待を防止するための権限を与えるほうが良いであろう。……一般的に言えば、綿工業への干渉は少なければ少ないほど良いのである」([26], pp. 466-467)。

この引用文から、マカロックは、9歳未満児童の就業禁止には賛成を唱えていたが、労働時間制限には明言を避けてはいるものの、反対していたように思われる。ところで、この態度はマカロックにおいて一貫していたのであろうか。彼の工場法に対する取り組み方を知るには、この点が問題となるであろう。そこで時期を遡って、1825年工場法⁴²⁾についての彼の発言が見られる1827年論文 [23] の当該箇所を次に引用しよう。

「多大の誇張の中に、たしかに綿工場で雇用されている16歳未満の児童に課されている困窮についての不満には若干の根拠がある。我々は、熟練工 (workmen) と雇用主との間の契約条件についての政府の側からの一切の干渉に断固として反対するものであるが、しかし、児童が仕事に就くべき時間数を立法府が制限するために干渉した行為は正しかったと考える。年齢が若いために自身を保護できない者が立法府によ

41) ペインズも同様に「最大の誇張と虚偽の陳述」と断言している。Baines [4], p. 453.

42) 1819年工場法の改正法ともいうべき1825年工場法は、9歳未満児童の雇用を禁止し、16歳未満年少者の労働時間を12時間に制限している。1833年工場法と比較すれば保護対象年齢が低い。

て保護されるべきであるのは、社会的利益に適うものである」〔23〕, pp. 34-35. 傍点は引用者).

ここでは遠回しながら、16歳未満労働者の労働時間制限に賛成していると考えてよいであろう。ところが、すでに瞥見したように、1835年時点になると、その立場に変化が生じ、1833年工場法が規定した18歳未満労働者の労働時間制限に反対したのである。それはなぜか。その理由として、1825年工場法から1833年工場法への改正によって保護対象年齢が、16歳未満から18歳未満に引き上げられたことが考えられる。事実、マカロックは1827年には「いかなる理由であれ、これ以上の干渉は試みられたり、許されたりしてはならない」〔23〕, p. 35)と予防線を張っていた。ところが、1833年工場法はこれを突破したがゆえにマカロックの批判するところとなったのである。

ところで、マカロックは、10時間労働運動推進の指導者であったアシュレー卿 (Ashley, Lord, 後の 7th Earl of Shaftesbury) への1833年3月28日付けの手紙の中で、卿の提案した18歳未満労働者の一律10時間規制法案に対して、「私はあなたの工場法案が成功することを望んでおりますし、それが非常に優れた人の手にあることを喜んでおります。私がもし議会に席をもっておりましたら、必ず賛成投票するでしょう」⁴³⁾と言っている。この言葉は一体どうしたことであろうか。先に示したように、この手紙から2年後に書かれた〔26〕では18歳未満労働者の12時間労働制限に反対していたこと、また、後の時期になるが、1846年には、アシュレー法案を批判するトレンズの〔46〕を「10時間運動に反対する最良の論文」〔27〕, p. 296)と賞賛しているところより、マカロックの10時間労働運動反対の態度は明確であった。したがって、この手紙は、「サドラー委員会報告の驚くべき暴露に刺激されて書かれた」⁴⁴⁾ために、十分な考慮をすることなく一時的な感情を吐露したものと見なすべきであろう。

むしろ、これより重要と思われることは、マカロックが、婦人の労働時間を

43) この手紙は、Hodder [14], pp. 85-86 に収録されている。

44) Blaug [6], p. 216.

も年少者と同じく12時間に制限した1844年工場法を、1845年になると「合理的で賢明」〔27〕, p. 294) と評価している事実である。ここでマカロックは従来の立場を大きく修正したことがわかる。このように、彼の工場諸法に対する見解の変更過程を辿って行くと、初期には政府干渉を極力抑えようとする態度が濃厚だったのに対し、遂には婦人労働の12時間規制までも承認するようになったことが明らかになったが、しかし、少なくともその態度に一貫性を求めようとすれば、それは、児童労働力保護賛成と10時間労働制限反対の立場において見出すことができるであろう⁴⁵⁾。

さて、工場法が整備されるにしたがって、児童、年少者、さらには婦人の労働力保護が強化されるに至った事情と表裏をなして、それに対する工場主側の反発があったことは言うまでもない⁴⁶⁾。彼らの政府干渉への反論の根拠こそ、自由放任原理にほかならなかった。すなわち、自由な個人としての労働者と資本家との間に契約される労働条件は、労資の自由競争であり、これに国家権力が工場法によって干渉することは、自由放任原理からして不当であると反対したのであった。これに対する工場法定制推進派の反論は、児童や年少者は成人労働者のような「自由な行為者」(free agents) ではなく⁴⁷⁾、自身の状態を判断し、自身を保護する力を欠如する者であり、そのかぎり、立法による児童保護措置は自由放任原理の否定ではない、というものであった。これはまさしくマカロックの主張であることは前の引用文に明らかである。しかしながら、児童および年少者の保護に関するかぎり、「自由な行為者」概念の適宜性を尺度にすることは許されるとしても、これを成人婦人にまで適用することは、実は原理上、問題を含んでいるはずである。この点についてマカロックは、「前者〔児童〕は自然的に、後者〔婦人〕は社会の慣習ならびに制度によって強制的

45) オブライエンも同様に、このことを指摘している。Cf. O'Brien [38], pp. 371-372.

46) 大工場主はむしろ工場法に賛成であったことは、注39)で触れたところである。

47) サドラーは大人の労働者も「自由な行為者」ではないとし、「労働の需要と供給が等しくないかぎり、雇主と労働者が市場において同じ条件で取引きすることはない。その反対に、しばしば労働者はほとんど完全に雇主のなすがままになる」と主張していた（ハチンズ＝ハリソン [15], 34ページ）。

に、自身を保護できなくなっている」〔28〕, p. 342) と述べて、児童と婦人とを同等視することによって、この問題を回避した。したがって、彼が1844年工場法を支持した理論的根拠は、ここにあったとすることができる⁴⁸⁾。

最後に付言したいことは、マカロックが10時間労働に頑強に反対していたことは、すでに見た通りであるが、その後、1847年に年少者と婦人の労働時間を10時間に制限する法律が成立した後も、1864年の時点で、なおもそれに反対しつづけていた、という興味ある事実である。その論拠がどうであったかを次に引用する。

「この法律〔1847年法〕の効力を上に記した当事者〔婦人と年少者〕に限定することが実行可能であったとすれば、我々はその方策を問題にする前に躊躇しなければならない。しかし、そのようなことは事実でありえないし、またありえなかった。実際、それは多くの様々な工場に従事するすべての、もしくはほとんどすべての労働者の労働〔時間〕を制限したのである」〔28〕, p. 343).

ここに明らかなように、マカロックの反対論拠は、年少者と婦人の労働時間制限が、彼らを補助労働力とする成人男子熟練工の労働時間制限をも現実化し、これによって資本家が、「法律の影響を受けて、10時間だけの仕事に対して、12ないし11時間の仕事の賃金の支払いを余儀なくされるとすれば、彼らは外国の競争者に較べて極めて不利な位置に置かれるであろうことは明白である」〔28〕, p. 344) という点に集約できよう。マカロックは、10時間労働による時間短縮の一般化を原因とする賃金の相対的上昇と生産水準の低下とが、イギリス綿工業の衰退を招来し、かつ国際競争戦における弱体化を不可避ならしめることに大きな不安を抱き、事態を憂慮したのであった。ここに我々は「資本の精神」の純粋な発露を見出すことができよう。

48) マカロック以外の当時の経済学者達の工場法に対する見解を、多角的に取り扱ったものに、フエッターの研究がある。Cf. Fetter [12], chap. 4, Government Economic Activity and Regulation of Working Conditions.

あ と が き

「ユーン博士よ、誰がこれらの〔機械によって〕排除された大人を扶養すべきなのか、もし、それが、自然の法則と恩恵に反して、体の弱い年齢で大人の労働を遂行しなければならない彼らの不幸な子供達でないとしたら」〔2〕, p. 436.

この言葉は工場制度の悪弊を糾弾し続けたアシュレー卿の論文の一節であるが、これは、産業革命後、資本制的蓄積の本格化の過程で奔出した機械をめぐる諸問題の本質を見事に要約している。19世紀も中葉に近づくにつれて、機械問題は様々に変容してゆき、それだけに社会問題も複雑な様相を示す一方で、これとともに労働運動は「革命的な時代」〔50〕, chap. 3) を迎え、社会的緊張が高まっていった。こうした歴史過程の中でマカロックの思想を追究することに努めてきたが、もとよりこれは、当時の時代思潮の一端の不十分な考察にすぎない。当然、労働の側の主張の分析が要請されるが、今後の課題としたい。

〔1984年7月16日提出〕

【参考文献】

- 〔1〕 荒井政治 他編『産業革命の技術』有斐閣、1981年。
- 〔2〕 Ashley, Lord (later 7th Earl of Shaftesbury), "The Factory System," *Quarterly Review*, Vol. 57, No. 114, December 1836, pp. 396-443.
- 〔3〕 Babbage, C., *On the Economy of Machinery and Manufactures*, 4th ed., 1835 (1st ed., 1832).
- 〔4〕 Baines, E., *History of the Cotton Manufacture in Great Britain*, 2nd ed., 1966 (1st ed., 1835).
- 〔5〕 Berg, M., *The Machinery Question and the Making of Political Economy, 1815-1848*, 1980.
- 〔6〕 Blaug, M., "The Classical Economists and the Factory Acts—A Reexamination," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 73, No. 2, May 1958, pp. 211-226.
- 〔7〕 _____, "Book Review, *The Machinery Question and the Making of Political Economy, 1815-1848* by M. Berg," *Economica*, Vol. 48, No. 189,

- Feb. 1981, pp. 96-97.
- [8] Bouniatian, M., *Geschichte der Handelskrisen in England im Zusammenhang mit der Entwicklung des englischen Wirtschaftslebens, 1640-1840*, 1908.
- [9] Ellis, W., "Exportation of Machinery," *Westminster Review*, Vol. 3, No. 6, April 1825, pp. 386-394.
- [10] _____, "Employment of Machinery," *Westminster Review*, Vol. 5, No. 9, Jan. 1826, pp. 101-130 (相見志郎訳「ウィリアム・エリスの機械論」『経済学論叢』〔同志社大学〕第19巻第2号, 1970年8月, 52-82ページ).
- [11] Ellison, T., *The Cotton Trade of Great Britain*, 1886.
- [12] Fetter, F. W., *The Economist in Parliament: 1780-1868*, 1980.
- [13] Hobsbaum, E. J., "The Machine Breakers," *Past & Present*, No. 1, Feb. 1952, pp. 57-70 (reprinted in *Labouring Men*, 1964, pp. 5-17 [鈴木・永井訳『イギリス労働史研究』ミネルヴァ書房, 1968年]).
- [14] Hodder, E., *The Life and Work of the Seventh Earl of Shaftesbury*, 1893 (Popular ed.).
- [15] ハチンズ=ハリソン, 大前朔郎 他訳『イギリス工場法の歴史』新評論, 1976年.
- [16] 入江節次郎『イギリス資本輸出史研究』新評論, 1982年.
- [17] リリー, 伊藤新一 他訳『人類と機械の歴史増補版』岩波書店, 1968年.
- [18] *Marx-Engels Werke*, Bd. 13 (武田隆夫 他訳『経済学批判』岩波文庫, 1956年).
- [19] _____, Bd. 4 (全集刊行委員会訳『マルクス=エンゲルス全集』第4巻, 大月書店, 1960年).
- [20] _____, Bd. 23 (向坂逸郎訳『資本論』岩波文庫, [II], 1969年).
- [21] Matthews, R. C. O., *A Study in Trade-Cycle History*, 1954.
- [22] McCulloch, J. R., "Commercial Revulsions," *Edinburgh Review*, Vol. 44, No. 87, June 1826, pp. 70-93.
- [23] _____, "Rise, Progress, Present State, and Prospects of the British Cotton Manufacture," *Edinburgh Review*, Vol. 46, No. 91, June 1827, pp. 1-39.
- [24] _____, "Present State of Manufactures, Trade, and Shipping," *Edinburgh Review*, Vol. 53, No. 117, October 1833, pp. 40-64.
- [25] _____, "Babbage on Machinery and Manufactures," *Edinburgh Review*, Vol. 56, No. 112, January 1833, pp. 313-332.
- [26] _____, "Philosophy of Manufactures," *Edinburgh Review*,

Vol. 61, No. 124, July 1835, pp. 453-472.

- [27] _____, *The Literature of Political Economy*, 1845.
- [28] _____, *The Principles of Political Economy*, 1864 (5th ed.).
- [29] 眞実一男『機械と失業』理論社, 1959年.
- [30] _____, 「ポスト・リカードィアンの機械論」堀 経夫博士古稀記念論文集刊行会編『経済学・歴史と理論』未来社, 1966年, 所収, 143-167ページ.
- [31] _____, 「ウィリアム・ユリスの機械論」『経済学年報』(大阪市立大学) 23, 1965年12月, 87-120ページ.
- [32] _____, 「戦後のラダイット研究について」『経済学雑誌』(大阪市立大学) 第83巻 第4・5号, 1983年1月, 1-21ページ.
- [33] メンデルソン, 飯田貫一他訳『恐慌の理論と歴史』第2分冊, 青木書店, 1960年.
- [34] Mitchell, B. R., *Abstract of British Historical Statistics*, 1962.
- [35] 毛利健三「1815-6年のイギリス農業不況——「1815年恐慌」分析の一節——」『土地制度史学』第24号, 1964年7月, 1-25ページ.
- [36] _____, 「1825年恐慌とイギリス綿工業——イギリス産業資本確立過程の構造分析序論——」『社会科学研究』第17巻 第6号, 1966年3月, 38-237ページ.
- [37] 野原秀次「書評 Maxine Berg, *The Machinery Question and the Making of Political Economy, 1815-1848*」『経済学論叢』(同志社大学) 第29巻 第5・6号, 1981年6月, 130-138ページ.
- [38] O'Brien, D. P., *J. R. McCulloch, A Study in Classical Economics*, 1970.
- [39] Ramsay, G., *An Essay on the Distribution of Wealth*, 1836.
- [40] Ricardo, D., *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by P. Sraffa with the Collaboration of M. H. Dobb, Vol. 1, 1951 (堀 経夫訳『経済学および課税の原理』雄松堂書店, 1972年).
- [41] Senior, N. W., *An Outline of the Science of Political Economy*, 1836.
- [42] 嶋 啓「『機械問題』の一齣(1)——リカード『原理』発行当時の *Edinburgh Review* を中心に——」『熊本商大論集』第30巻 第1号, 1983年8月, 97-119ページ.
- [43] _____, 同前, (2), 第30巻 第3号, 1984年3月, 159-178ページ.
- [44] Thompson, E. P., *The Making of the English Working Class*, Vintage Book, 1966.
- [45] Torrens, R., *An Essay on the Production of Wealth*, 1821.
- [46] _____, *A Letter to Lord Ashley, on the Principles Which Regulate Wages and on the Manner and Degree in Which Wages Would Be Reduced*,

by *Passing of Ten Hours Bill*, 1844.

- [47] 戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論——社会政策論の歴史的再構成——』未来社、1966年。
- [48] Ure, A., *The Philosophy of Manufactures*, 1835.
- [49] Viner, J., *Studies in the Theory of International Trade*, 1937.
- [50] Webb, S. & B., *The History of Trade Unionism*, 1920 (荒畑寒村監訳, 飯田・高橋訳『労働組合運動の歴史』日本労働協会, 1973年)。
- [51] Wood, G. H., "The Statistics of Wages in the Nineteenth Century, Part XIX; The Cotton Industry," *Journal of the Royal Statistical Society*, Vol. 73, June 1910, pp. 585-626.
- [52] 吉田文和「チャールズ・バベジ『機械と製造業の経済論』の分析——マルクス「機械論」形成史研究(2)——」『経済学研究』(北海道大学)第32巻第2号, 1982年8月, 17-58ページ。
- [53] 吉岡昭彦「イギリス産業革命と賃労働」高橋幸八郎編『産業革命の研究』岩波書店, 1965年, 所収, 55-124ページ。
- [54] 吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』お茶の水書房, 1968年。
- [55] 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』岩波書店, 1981年。